

職 発 0520 第 1 号
4 農 振 第 503 号
20220517 地局第 1 号
令和 4 年 5 月 25 日

都道府県知事 殿（各通）
（沖縄県知事を除く）

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイド
ラインの制定について」の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法（令和4年法律第44号））の施行に伴い、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）の一部が改正されることから、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」（平成30年1月19日付け職発0119第3号・29農振第1646号・20171220地局第1号・厚生労働省職業安定局長・農林水産省農村振興局長・経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長通知）を一部改正したので、御了知の上、貴都道府県内の市町村に周知徹底を図る等特段の御配慮をお願いする。